

岸 和 田 市 農 業 委 員 会
第 11 回（令和 6 年 5 月）総会議事録

1 日 時 令和 6 年 5 月 9 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 00 分

2 場 所 桜台市民センター 3 階 講座室 4

3 議案（その 1）

議案第 1 号 農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請の意見聴取について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 農地利用等促進計画の要請について

議案第 5 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案（その 2）

報告第 1 号 専決処分の報告について

（専決処分第 1 号）小作地の相続の確認について

（専決処分第 2 号）農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知確認について

（専決処分第 3 号）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について

（専決処分第 4 号）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

（専決処分第 5 号）生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

5 出席委員 13 名（定数 13 名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
//	3 番	楠本 忠雄	//	4 番	米本 巧
//	5 番	大嶋 浩一	//	6 番	原 世志之
//	7 番	南 加代子	//	8 番	塚本 敏雄
//	9 番	久禮 広一郎	//	10 番	西川 徳良

//	11 番	坂田 正行	//	12 番	今本 一成
//	13 番	西村 孝昭	//	14 番	東 昭夫

出席推進委員 12 名（定数 12 名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
//	3 番	永野 六博	//	4 番	黒川 晴之
//	5 番	藪 清仁	//	6 番	川阪 清秋
//	7 番	深井 正清	//	8 番	植田 善三
//	9 番	植田 功	//	10 番	上野 仁
//	11 番	田中 唯夫	//	12 番	田川 隆司

6 欠席委員

なし

7 出席事務局職員

船橋局長・高橋次長・和田参事・伊勢主査

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは、本日、第 11 回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告いたします。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員 13 名の内 12 名、推進委員 12 名の内 12 名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会議は成立しております。

以上でございます。

（※報告後、農業委員 1 名出席）

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。13 番 西村 孝昭委員、14 番 東 昭夫委員のご両名にお願い申し上げます。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号「農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請の意見聴取について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局

それでは、上程されました議案第 1 号につきましてご説明いたします。

議案書（その 1） 1 ページをお願いいたします。

本件は、令和 6 年 2 月 21 日付けて、農地の賃貸借について、賃貸人から賃貸借解除の許可を求める申請で、1 ページのとおり 1 件でございます。

内容は、農地法第 18 条第 1 項の規定による賃貸借の解除許可についてとなっており、申請後、関係者の事情聴取や大阪府農政室整備課との協議を進めてまいりました。

賃貸人側の事情聴取は、令和 6 年 3 月 29 日に行い、賃貸人、賃貸人の代理人弁護士が出席し、委員会は、大嶋委員、原委員、南委員、深井委員が出席し聴取を行いました。

次に、賃借人側の事情聴取は、令和 6 年 3 月 29 日に行う予定でしたが、賃借人の相続人 3 人のうちの 1 名である長男より別日での聴取の申出があり、令和 6 年 4 月 8 日に行い、賃借人、賃借人の妻が出席し、委員会は、大嶋委員、原委員、深井委員が出席し聴取を行いました。

なお、賃借人の相続人の残りの 2 人につきましては、長女については長男に一任する、次男については権利を主張しないとの文書での返答がありました。

申請書及び事情聴取より、賃借人の不耕作状況は、3 年以上続いており、また、当該地は市街化区域であるため、害虫の発生により周辺の環境衛生の影響、火災による近隣建物への延焼の危険性もあり、近隣住民からも苦情が寄せられています。

また、賃料については令和 3 年分から支払われておりません。

なお、賃借人側の相続の手続きは出来ておらず、農業委員会への小作の相続届についても提出されていません。

事前に行われた地区協議会において、賃貸人・賃借人の事情聴取及び申請内容を慎重に審査した結果、農地法第 18 条第 2 項 1 号「賃借人が信義に反した行為をした場合」または 6 号の「その他正当の事由がある場合」に該当するとして、許可要件を満たしているものと承認し、原案のとおり意見聴取することに意義ないものと、報告を受けております。

また、大阪府農政室整備課との打ち合わせにより上記の内容に関して、同様の見解を得ています

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第 1 号 1 番について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第 1 号 1 番の農地について、審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 5 月 7 日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、許可要件を満たすものとし、大阪府農業会議に意見聴取することに異議ないものと決しました。

昨日、賃借人より草刈り実施の要望あり、本日現場確認を行います。以上でございます。

議 長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 1 号は大阪府農業会議に意見聴取することに異議ないものと決しました。ご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は大阪府農業会議に意見聴取することに決しました。

議 長 次に議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第 2 号につきましてご説明いたしま

す。

議案書（その１）２ページをお願いいたします。

本件は、農地法第３条の規定による農地の所有権移転が２ページ・３ページの一覧表のとおり４件でございます。

１番から４番について、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあたらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件のすべてを満たしているものと報告を受けております。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第２号１番から４番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第２号１番から４番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる５月１日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 有真香地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第２号について原案のとおり許可することに決しましてご異議ございま

せんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第3号についてご説明いたします。
議案書（その1）4ページをお願いいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、岸和田市長が農用地利用集積計画を作成するにあたり、岸和田市長から本委員会に意見を求めたものでございます。作成する農用地利用集積計画は4ページ、5ページの一覧表のとおり3件でございます。

1番、2番の設定する利用権は賃借権、期間は1番が令和6年9月13日から令和9年9月12日、2番は令和6年10月1日から令和9年9月30日まででございます。

また、3番の設定する利用権は所有権移転で、移転日は令和6年5月31日です。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、妥当であるとの報告を受けております。

以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第3号1番、2番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第3号1番・2番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる5月1日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議 長 続いて、議案第3号3番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第3号3番に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる5月7日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議 長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案3号について原案のとおり決定することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり決定することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題といたします。
議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局

上程されました議案第4号についてご説明いたします。

議案書（その1）6ページをお願いいたします。

本件は、地域計画が策定されていない地域で、農地の貸付け希望者から農地貸し付申出書及び農地の借り受希望者から農地借り受申出書が提出され、大阪府みどり公社と事前協議が行われた案件で、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

設定する利用権ですが、6ページ、7ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおり6件で、1番から4番及び6番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日まで、5番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和6年9月12日から令和11年9月30日まででございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、なお従前の例によることとされる改正法第1条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、大阪府みどり公社に計画の作成を要請することを行うことが妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議長

説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員

なし

議長

質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第4号1番、2番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土
生郷地区
協議会会
長

それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第4号1番・2番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる5月7日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人みどり公社

に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第４号３番、４番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会 会長 それでは、有真香地区協議会における議案第４号３番、４番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる５月１日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第４号５番について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会 会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第４号５番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる５月７日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第４号６番について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会 会長 それでは、山直下地区協議会における議案第４号番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる５月２日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案４号は原案のとおり要請することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第４号は原案のとおり一般社団法人みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決しました。

議 長 次に、議案第５号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。
議案の内容は、事務局から説明いたします

事務局 上程されました議案第５号についてご説明いたします。
議案書（その１）８ページをお願いいたします。
本件は、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、一覧表のとおり５件でございます。
この件につきまして、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。
以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。
まず、議案第５号１番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 5 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

議 長 本件に関しまして、さる 5 月 7 日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第 5 号 2 番から 4 番の農地について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第 5 号 2 番から 4 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

議 長 本件に関しまして、さる 5 月 1 日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第 5 号 5 番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第 5 号 5 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

議 長 本件に関しまして、さる 5 月 7 日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議 長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 5 号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第５号は原案のとおり証明することに決しました。

次に、議案書（その２）専決処分の報告に移ります。

報告第１号 専決処分の報告について

（専決処分第１号）小作地の相続の確認について

（専決処分第２号）農地法第１８条第６項の規定による解約通知確認について

（専決処分第３号）農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理について

（専決処分第４号）農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理について

（専決処分第５号）生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

以上を一括して報告いたします。

報告の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案書（その２）をお願いいたします。

上程されました１ページの報告第１号「専決処分の報告について」、岸和田市農業委員会に関する規定第１９条の規定により、別紙の専決処分第１号から第５号につきまして、一括して専決処分を行ったことをご報告いたします。

それでは一括してご説明いたします。

上程されました専決処分は、いずれも令和６年３月２１日から４月２０日までに届出等がなされたものであります。

はじめに、2 ページの専決処分第 1 号「小作地の相続の確認について」ですが、2 ページの一覧表のとおり、「小作事項の整備に関する要綱」第 8 条の規定による小作地の相続届出が 1 件でございます。

次に、３ページの専決処分第２号「農地法第１８条第６項による解約通知確認について」ですが、一覧表のとおり３件でございます。

これは、賃借人と賃貸人との間で合意解約したものでございます。

次に、４ページの専決処分第３号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第４条第１項第７号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途

に転用する届出で、5 ページ、6 ページの一覧表のとおり、3 月 21 日から 3 月 31 日までが 4 件で、令和 6 年 4 月 5 日に専決処分、7 ページの一覧表のとおり、4 月 11 日から 4 月 20 日までが 1 件で、令和 6 年 4 月 25 日専決処分を行いました。

次に、8 ページ「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内における農地転用の届出が、9 ページの一覧表のとおり、「農地転用のため所有権移転」が 4 月 1 日から 4 月 10 日までが 4 件で、令和 6 年 4 月 15 日に専決処分を行いました。

次に、10 ページの専決処分報告第 5 号ではありますが、生産緑地法第 10 条の規定に基づく農業の主たる従事者の証明が 10 ページ、11 ページの一覧表のとおり 4 件で、1 番から 3 番の理由は従事者の故障のためであり、令和 6 年 3 月 22 日に専決処分、4 番の理由は死亡のためであり、令和 6 年 4 月 8 日に専決処分を行いました。

以上、専決処分報告 1 号から 5 号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。よって会長が専決処分いたしましたものであります。

以上でございます。

議 長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 異議なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

議 長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。

委員の皆様から何かございませんか。

委 員 なし

議 長 特段ないようですので、これで第 11 回総会の議事を終了いたします。

令和6年5月9日

議長 谷口 敏信

委員 西村 孝昭

委員 東 昭夫